⑵② 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑵③ 本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

⑵④ 本工事は、本工事の積算に必要な工事費について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、二次配布時に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

⑵⑤ 本工事は、女性技能者が現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

⑵⑥ 快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑵⑦ 本工事は、工事現場における環境改善を促進することを目的に、女性専用の更衣室兼休憩所の設置について、実績変更の対象とする試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）又は地域維持型建設共同企業体（以下「地域ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月18日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から「熊本325号災害復旧阿蘇大橋上下部工事」に係る異工種ＪＶ、あるいは平成28年熊本地震の復旧工事に係る地域ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵① 単体有資格者業者（以下、単体企業とする。）においては、九州地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」かつ「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 異工種ＪＶの構成については、橋梁上部工と橋梁下部工の施工を２社又は３社による組み合わせとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐ 橋梁上部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

㋑ 橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③ 地域ＪＶの構成については、橋梁上部工と橋梁下部工の施工を２社～５社による組み合わせとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐ 橋梁上部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

㋑ 橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷① 単体企業は、九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

② 異工種ＪＶの橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③ 地域ＪＶの橋梁下部工の施工を担当する構成員のうち少なくとも１者は、九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑸ 平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（地域ＪＶは除く。））

① 単体企業

㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

㋒ 最大支間長が85m以上であること

㋓ 架設工法が固定支保工以外の架設工法あること。

㋔ 基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上の工事の施工実績を有すること。

㋕ 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）

㋐～㋕までの要件をすべて満たす工事の経験を有し、㋐～㋓は同一工事、㋔～㋕も同一工事とする。